

地域未来投資促進事業(商店街・まちなか集客力向上支援事業)

平成28年度第2次補正予算額 15.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済において重要な役割を果たす商店街・中心市街地の発展を図っていくためには、「稼ぐ力」や「地域価値」を向上させていくことが必要であり、そのためには、増加する外国人観光客の消費需要を取り込むとともに、消費喚起等に向けた取り組みを推進していくことが重要です。
- 本事業では、商店街・中心市街地の中長期的な成長基盤の構築につながる、外国人観光客による需要を取り込むために行う環境や施設の整備等の事業や、消費喚起に向けた商店街での高いセキュリティを有するIC型ポイントカードの導入等に対して支援を行います。

成果目標

- 本事業を通じて、来街者数及び売上高の目標が達成された割合75%を目指します。また、他の商店街へのモデル事業として、事業波及効果が認められた割合50%を目指します。
- 中心市街地の歩行者通行量を20%以上増加させ、経済活力の維持・向上を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

1. 商店街集客力向上支援

外国人観光客の消費需要を取り込むため、商店街における免税手続きカウンターの設置、Wi-Fi・防犯カメラの設置、地域産品を扱う販売所の設置等に要する費用を支援。
また、消費喚起、事業の生産性向上につながる高いセキュリティを有するIC型ポイントカードの導入、キャッシュレス端末の整備を支援。

<免税手続きカウンター (めいてつ・エムザ) > <ポイントカード (烏山駅前通り商店街) >



2. まちなか集客力向上支援

外国人観光客の需要を取り込むために行う、①中心市街地における特産品販売・飲食店等の拠点の整備や宿泊施設の設置、②多言語によるWebサイト作成等の広報活動に要する費用を支援。※②を行う場合には、①を同時に実施する必要あり。

<ふらのマルシェ (北海道富良野市) >

<宿泊施設の例 (滋賀県大津市) >



地域・まちなか商業活性化支援事業

平成29年度予算案額 **17.8億円（20.3億円）**

(2)(3) 中小企業庁 商業課
03-3501-1929

(1) 地域経済産業グループ中心市街地活性化室
03-3501-3754

事業の内容

事業目的・概要

- 中長期的に、更なる人口減少、少子・高齢化の進展が叫ばれている中、地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることが、地域経済活性化のために不可欠です。

- 本事業では、

- (1) コンパクトシティ化に取り組む「まち」における、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果の高い民間プロジェクト（商業施設等の整備）
- (2) 公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型の「商店街」における、各種サービスの提供に向けた取組
- (3) 商店街の活性化のため、商店街内の個店等が連携して行う販路開拓や新製品開発

に対して支援を行います。

- 支援を行った取組については、周知を図り、他の地域への波及を目指します。

成果目標

- 平成26年度からの事業であり、平成29年度は、他の商店街等への波及効果が認められた補助事業の割合50%の達成を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

(1) まちなか機能集約支援型

国 補助（2/3以内） → 認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等

(2) 公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型

国 補助（2/3以内） → 地域商店街活性化法の認定を受けた商店街振興組合等
・上記以外の商店街組織
(注) いずれも、まちづくり会社、NPO法人等との連携体を含む。

(3) 個店連携モデル支援型

国 補助（1/2以内） → 任意の個店グループ ← ※商店街組合の1/6以上の負担が必須

事業イメージ

(1) まちなか機能集約支援型



(複合商業施設のイメージ)

地域産品販売・飲食店・交流スペース等、
住民や観光客等のニーズに対応出来る複合商業施設等の整備

(2) 公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型

①少子・高齢化

- ・子育て支援、福祉施設の設置
- ・買物弱者向けサービスの提供 等

②地域交流

- ・多世代交流施設の整備
- ・まちなかイベントスペースの整備 等

③新陳代謝

- ・インキュベーション施設
- ・コワーキングスペースの設置
- ・空き店舗への店舗誘致 等

④構造改善

- ・自治体と連携したIC対応ポイントカードシステム導入支援
- ・商店街区への再配置支援 等

⑤外国人対応

- ・免税対応機器等の導入
- ・外国人向け宿泊施設の整備 等

⑥地域資源活用

- ・アンテナショップの設置
- ・オリジナル商品の開発 等

※公共的機能の強化（街路灯、休憩所、手洗所等の整備）は①～⑥と合わせて行う場合対象

(3) 個店連携モデル支援型



(新製品開発のイメージ)

商店街の活性化のため、商店街内で個店グループが実施する
販路開拓や新製品開発を支援

ふるさと名物応援事業

平成29年度予算案額 **13.5億円**（10.0億円）

1,2 中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767
3 商務情報政策局 生活文化創造産業課
03-3501-1750
4 製造産業局 生活製品課 伝統的工艺品産業室
03-3501-3544

事業の内容

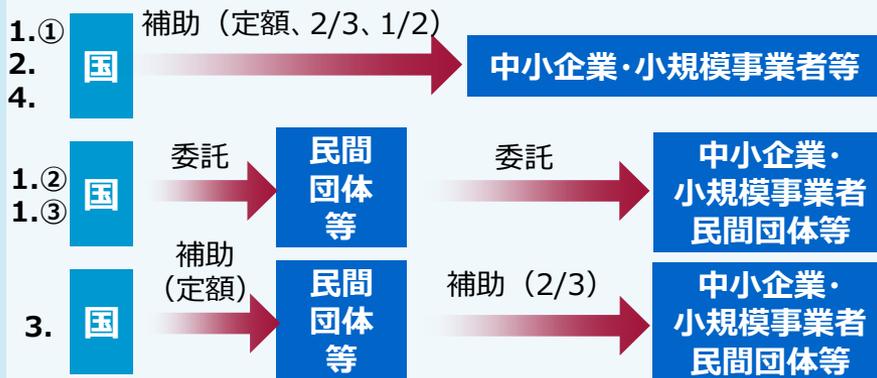
事業目的・概要

- 全国津々浦々の地域や中小企業・小規模事業者の活性化を図るため、各地域にある地域資源を活用した「ふるさと名物」のブランド化などに対する支援を行います。
- 具体的には、中小企業・小規模事業者が地域資源活用や農林漁業者との連携によって行う商品・サービス開発や販路開拓の取組を支援するとともに、一般社団法人等による事業者支援の取組を支援します。
- また、地域の団体等による農商工等連携体構築の機会の創出を支援します。
- さらに、地域の関係者を巻き込み、特色を活かした産品をブランド化して国内外に売り出す「ふるさとプロデューサー」人材を育成、またその人材の活用を促進します。
- 併せて、地域産品の強みを活かし、海外展示会出展等を通じてブランド確立や海外販路開拓に取り組む事業を支援します。

成果目標

- 平成27年度から平成31年度までの5年間の事業であり、開発した商品・サービスの市場取引達成率80%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. ふるさと名物支援事業

- ① 中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、商品・サービスの開発や販路開拓を支援します（補助上限500万円（機械化・IT化の場合：1,000万円、4者以上のグループの場合：2,000万円）、補助率1～2回目：2/3、3～5回目：1/2）。また、消費者嗜好に関する情報提供等を通じて事業者を支援する一般社団法人等の取組を支援します（補助上限1,000万円、補助率2/3）。
- ② 地域の団体等が農林漁業者のニーズを解決するため農商工連携体構築を促進する取組を支援します。
- ③ 地域の関係者を巻き込み、魅力ある地域資源をブランド化して、国内外に売り出す取組の中心的人材をOJT研修等により育成し、その活動を支援します。

2. JAPANブランド育成支援事業

- 地域産品が持つ素材や技術等の強みを活かし、ブランドコンセプトの確立に向けた戦略の策定を支援します（補助上限200万円、定額補助）。また、海外展示会出展等を通じてブランド確立や海外販路開拓に取り組む事業を支援します（補助上限2,000万円、補助率2/3）。

3. JAPANブランド等プロデュース支援事業

- 海外のニーズ等に詳しい外部人材を活用し、日本の特色を活かした商材の開発、ブランディング、PR・流通までのプロデュース活動を支援します（補助率2/3）。

4. 産地ブランド化推進事業

- 伝統工芸や繊維等の産地への観光客誘致・海外販路開拓を後押しするため、各産地にデザイナー等の外部人材を招聘する取組等を支援します（補助上限5,000万円、定額補助）。

創業・事業承継支援事業

平成29年度予算案額 **11.0億円**（新規）

1,2,3 中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767
1,4 中小企業庁 財務課
03-3501-5803

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済を活性化させるため、地域創業の促進と経営者の高齢化等の課題を抱える中小企業の世代交代・再活性化を進めることが急務となっている中、創業・事業承継を一体的に促進します。
- そのため、産業競争力強化法の認定市区町村で創業を目指す創業者を支援します。また、地域における事業承継ニーズの掘り起こしや、事業承継（事業再生を伴うものを含む）を契機とした中小企業による新しい取組の支援を行うことで、事業承継の円滑化を図ります。
- 加えて、産業競争力強化法における創業支援事業者（商工会・商工会議所や地域金融機関等）が行う創業支援の取組等を支援するとともに、創業者の裾野を広げるため、注目度の高いイベントを開催し、全国的な創業機運の醸成を目指します。

成果目標

- 事業の成果目標については、
 - ① 補助終了後5年経過時の事業継続率90%を目指します。
 - ② 創業スクール受講者の創業率50%を目指します。
 - ③ 事業承継ネットワークの立ち上げ後、ネットワークに参加する支援機関等の年間の事業承継診断件数が5万件となることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. 創業・事業承継補助金

- 創業に要する経費の一部を補助し、地域の活性化を促します。平成29年度からは、事業実施期間中に一人以上の雇用を要件化するとともに、民間金融機関等からの外部資金の活用が見込まれ、経営安定化のために継続して第三者からの支援が期待できる事業に対して重点的に支援を行います。（補助上限200万円※外部資金調達の確約がない場合100万円、補助率1/2）
- 事業承継（事業再生を伴うものを含む）を契機として、①経営革新等に取り組む中小企業、②事業転換に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要経費を支援します（補助上限①200万円、②500万円、補助率2/3）。

2. 創業支援事業者補助金

- 特定創業支援事業を行う創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援（兼業・副業を通じた創業ニーズにも対応）や創業支援の質の向上を図る取組等を支援します。（補助上限1,000万円※小規模な事業計画向け補助上限100万円、補助率2/3）

3. 潜在的創業者掘り起こし事業

- 国で定めた一定水準のカリキュラムを実施する創業スクールを公認し、創業者の基礎的な知識習得を支援します。
- 創業スクール選手権を創業スクール受講者以外にも拡大することで、創業の意義を全国的に広め、潜在的創業者の掘り起こしを行います。

4. 事業承継ネットワーク構築事業

- 各都道府県に拠点を置く支援機関等による、地方自治体等と連携した、地域における事業承継支援ネットワークを構築することにより、地域で行う事業承継支援を促進します。

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

平成28年度予算額 **14.3億円（25.0億円）**

中小企業庁 創業・新事業促進課

03-3501-1767

通商政策局 通商政策課 貿易経済協力局 原産地証明室

03-3501-1654

03-3501-0539

事業の内容

事業目的・概要

- 新規に海外市場に活路を見いだそうとする中小企業・小規模事業者を中心に、事業計画策定から海外販路開拓、現地進出、進出後の課題や事業再編の対応まで、一貫して戦略的に支援します。
- 具体的には、海外販路開拓を目指す中小企業への事業計画の策定や、地域一体となって行う海外展開を支援します。
- 加えて、海外現地の大使館、金融機関などの官民支援機関が連携する「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」の整備等を通じ、進出から事業再編までそれぞれの局面で総合的に支援します。
- この他、EPA（経済連携協定）に基づく原産地証明制度に対する事業者等の理解を促進するため、セミナーを開催するとともに、相談窓口を設置します。

成果目標

- 平成26年から平成30年までの5年間の事業であり、海外企業等との商談成約率30%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

情報提供、助言

海外の法規制や輸出に関する手続きなど、海外展開に向けた各種情報の提供や助言などを行います。

認定支援機関向け研修事業

海外展開の身近な相談者育成のため、税理士や金融機関などの認定支援機関に対し、海外展開に向けた支援能力向上のための研修やeラーニングを実施します。

海外展開戦略策定支援

新規に海外展開を目指す中小企業を対象に、戦略策定につなげるための海外現地における事業の実現可能性調査やWebサイトの外国語化、物流体制の構築等を支援します（補助上限140万円、補助率2/3）。

販路開拓支援

海外展示会等の出展企業に対して、国内における事業計画の策定から出展機会の提供まで一貫して支援します。また、サービス産業等や新規に海外展開に挑戦する企業を中心に商談機会の提供等を支援します。さらに、地域の支援ネットワークの協力を得つつ行う現地調査等の取組を支援します（補助上限1,000万円、補助率2/3）

中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

海外の主要拠点にコーディネーターを配置し、大使館や金融機関などの官民支援機関と連携して法務・労務・税務等の専門的な個別課題の解決や海外拠点の設立・移転等への支援を行います。

事業再編支援

事業再編による海外進出先の移転の際の経営診断や周辺国の情報を提供します（補助上限160万円、補助率2/3）。

経済連携協定利用円滑化促進事業

EPAに基づく原産地証明制度等に係るセミナー開催による普及啓発活動や、EPAの利用に係る個別相談窓口を設置します。

地域創業促進支援事業

平成28年度予算額 **8.5億円（12.0億円）**

中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767
中小企業庁 財務課
03-3501-5803

事業の内容

事業目的・概要

- 地域活性化には、地域における女性や若者などの起業・創業を促進し、経済の新陳代謝を図る必要があります。
- そのため、産業競争力強化法の認定市区町村で特定創業支援事業を受け、創業を目指す創業者や第二創業者を支援します。
- また、産業競争力強化法における特定創業支援事業を行う創業支援事業者（商工会・商工会議所や地域金融機関等）が行う創業支援の取組等を支援します。
- 創業者の基本的知識習得のため、全国で「創業スクール」を開催します。

成果目標

- 平成28年から平成32年までの5年間の事業であり、
 - ① 補助終了後5年経過時の事業継続率90%を目指します。
 - ② 補助終了後5年経過時の従業員数の計画達成率50%を目指します。
 - ③ 創業スクール受講者の創業率50%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

創業・第二創業補助金

- 地域で新需要を創造する新商品・サービスを提供する創業者の創業費用を補助します（補助上限200万円、補助率2/3）。また、事業承継を契機に既存事業の全部又は一部を廃止し、新分野に挑戦する第二創業者に対し、創業費用に加え、廃業費用（法手続費用、在庫処分等）も補助します（補助上限1,000万円、補助率2/3）。

創業支援事業者補助金

- 産業競争力強化法における特定創業支援事業を行う創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援（創業者への継続的な経営指導、ビジネススキルアップ研修、コワーキングスペース運営事業等）や創業支援の質の向上を図る取組等を支援します（補助上限1,000万円、補助率2/3）。

創業スクール

- 全国の支援機関が、創業スクールを開催してビジネスプランの作成まで指導し、創業までのフォローアップを行うとともに、受講生を対象としたビジネスプランコンテストの開催等を行います。また、新たにサービス産業等の「業種別コース」を開催します。